

介護・障がい福祉サービス関係団体の長 様

北海道保健福祉部長

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金及び感染対策徹底等支援金」に係る周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、国の緊急包括支援交付金を活用して実施している標記事業につきましては、最終の申請期限を令和3年2月末とさせていただいておりますが、依然、多くの事業所・施設において未申請となっております。

このため、現在、未申請の事業所等へ別紙を送付し、速やかな申請を呼びかけておりますので、お知らせします。

つきましては、対象者全員に慰労金をお届けし、すべての施設で感染対策の実施につながるよう、貴会におかれましても、別紙や会報などにより、重ねて周知していただけたら幸いです。

なお、各事業所等への周知は、事業を委託している北海道国民健康保険団体連合会から行っておりますことを申し添えます。

健康安全局地域保健課
担 当：交付金等対応班 川上
T E L：206-0409

申請はお済みですか？「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」

申請期限は令和3年2月28日までです！

慰労金と感染対策等支援金を別々に申請することも可能です。

慰労金の内容

- ・感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し、利用者と接する職員に対し、**20万円を給付**します。
 - ・**その他の事業所に勤務し、利用者と接する職員**にも、**5万円を給付**します。
- ※ 職員には、直接雇用職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者も含まれます。

給付対象

令和2年1月28日から6月30日までの間に10日以上勤務した方

- ※ 複数事業所で勤務した場合は合算し、休暇や育休など実質勤務していない日は算入しません。
- ※ 勤務先が変わっても**慰労金の給付は1人1回**です。
- ※ 指定を受けず、補助・委託により介護予防・生活支援サービスを行う事業所も対象ですが、裏面の支援金は対象外となります。

申請について

申請書は、事務委託先である**北海道国民健康保険団体連合会（国保連）**に提出します。
国保連ホームページに申請に必要な様式、マニュアルを掲載していますので、ご覧ください。

<https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Hokkaido Kokuhoren (Hokkaido National Health Insurance Association). The header includes the organization's name and a search bar. The main navigation bar lists various services: 国保連について (About Kokuhoren), 被保険者のみなさま (For Policyholders), 医療機関等のみなさま (For Medical Institutions), 介護事業所等のみなさま (For Nursing Facilities), 障害福祉事業所等のみなさま (For Disability Welfare Facilities), and 保険者のみなさま (For Insurers). Below the navigation bar, there are four large images: a city street, a mountain, a lighthouse, and a clock tower. A blue arrow points from the text '国保にかかわるすべての方へ' (To all those involved with Kokuhoren) to a pink box containing the following information:

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業について
申請内容に関する問い合わせ 011-211-8896 (平日9:00~17:00)
※こちらからお入りください。
最終受付期限 令和3年2月28日 (必着)
※郵送の場合: 令和3年2月26日 (必着)

申請についてのお問い合わせは、
011-211-8896
までお願いします。(平日9:00~17:00)

こちらからお入りください。

裏面もご覧ください

申請はお済みですか？「新型コロナウイルス感染症感染対策等**支援金**」

申請期限は令和3年2月28日までです！

慰労金と支援金を別々に申請することも可能です。

- **感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を補助**
- **在宅サービス事業所による利用者への再開支援や環境整備に必要な経費を補助**

対象経費・補助上限等（上限額まで100%補助） 対象経費は例示であり、これに限られるものではありません。

事業	対象事業所・対象経費	補助上限
感染症対策	感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するためにかかり増し経費が発生した すべての介護サービス事業所・施設等 （例）衛生用品等感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施や受講に要する経費、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、面会室の改修費、消毒・清掃費用、感染防止のための増員により発生する追加的人件費や職業紹介手数料、自動車の購入・リース費用、ICT機器の購入費用（通信費用を除く） など	サービス類型毎に設定 （例）通所介護（通常規模型）89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数
再開支援	電話や訪問によりサービス利用休止中の利用者の健康状態・生活ぶりを確認し、利用再開のための支援を行った 在宅サービス事業所	1利用者当たり 1,500～6,000円
環境整備	「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備を行った 在宅サービス事業所 （例）長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費 等	20万円

- **令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて概算額で申請することができます。（上限額で申請し、事業完了後に精算（返還）していただくことでよいです。）**
- **申請時に予定した購入品目を変更することも可能です。**
- **補助上限に達していない場合は、追加申請も可能です。**

※ 補助上限は、国保連ホームページの下記アドレスにある「PDF 別添 単価表」を参照してください。
<https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/detail/00001396.html>

申請について

表面をご覧ください

令和2年11月末現在申請のない事業所・施設を抽出して送付していますが、当方の把握している名簿と名称や住所が一致しない事業所等へも、念のため本書を送りしていますので、申請済みの際はご了承ください。